

建設業法施行令の一部改正による工事現場に配置すべき技術者・代理人の変更について

・主任技術者(建設業法第26条第1項)

建設工事の適正な施工を確保するため、工事施工の技術上の管理を行う者

- ・全ての工事現場に置かなければならない。
- ・公共性のある重要な工事については、工事現場ごとに専任でなければならない。

平成 28 年 6 月 1 日から、建設業法施行令の一部改正する政令により、工事1件の請負金額が 2,500 万円以上から3, 500万円以上(建築一式は 5,000 万円以上から7, 000万円以上)に引き上げられました。

・監理技術者(建設業法第26条第2項)

請負った建設工事を下請けに出す場合、その下請工事の適正な施工を確保するために、工事施工の技術上の監理を行う者

- ・特定建設業者が下請金額4, 000万円以上の工事(建築工事は6, 000万円以上)を下請させる場合に、主任技術者に代わり設置しなければならない。

平成 28 年 6 月 1 日から、建設業法施行令の一部改正する政令により、工事1件の下請金額が 3,000 万円以上から4, 000万円以上(建築一式は 4,500 万円以上から6, 000万円以上)に引き上げられました。

・現場代理人

現場代理人の兼任を認める場合として下記の件を変更しました。

- ・兼務は 2 件までとし、いずれも当初請負金額が 2,500 万円から 3,500 万円未満であること。

○適用時期

平成 28 年 6 月 1 日以降に適用します。